

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）が運営するB所在のC店のオープニングスタッフとして採用され、スタッフ研修を受けていた。

請求人によれば、同月〇日、会社D店（以下「D店」という。）において実習を受けていた際、水撒き用のホースを1m50cm購入する客がいたので、1m50cm+3cmで切ろうとしたところ、実習の指導者F（以下「F」という。）から左胸を殴られ（以下「本件暴行」という。）、Fは、もう少し長めの所で切るよう指示したという。

請求人は翌〇日、E整形外科に受診し、「左胸部打撲」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件暴行の事実が確認できず、本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人及び再審査請求代理人（請求人と再審査請求代理人を併せて以下「請求人ら」という。）は、本件傷病の原因は、請求人がD店における実習の際に、ホースの切り売りのためにホースを切ろうとしたところ、Fから左胸を拳で殴られたというものであるから、療養補償給付が支給されるべき旨主張するので、以下に検討する。

(2) まず、請求人、G及びFの各申述を総合すると、決定書理由に説示するとおり、①平成〇年〇月〇日、請求人とFは、並んでホースの商品棚に向かって、膝をつくあるいはしゃがんだ状態でいたこと、②その後、請求人は、商品棚の床面近くにあるホースを取り出し、ホースを購入しようとした男性客のために、ホースを切ろうとしたこと、③その際の位置関係は、請求人とFの背後に同男性客とその家族がおり、そこから少し離れた位置にGがいたという状況があったことが認められる。なお、H営業次長は、ホース売り場はカメラに映っているが、距離があり、遠目に人影が写っている程度で、カメラにその時の様子がわかるようなものは映っていなかった旨述べている。

(3) 上記(2)の状況において、請求人は、ホースを切ろうとした時、Fが突然請求人の左胸を拳で強く殴った旨述べているが、Fはこれを否定している。

この点について、Gは、請求人がホースを切ろうとした際、Fが、「ここじゃない」と止めた様子があったが、Fが請求人を殴ったということはなく、普

通にホースの切り方を指示していただけであり、すぐ後ろにお客がいたので、Fが請求人を殴ることはあり得ないし、私も気付いたと思う旨述べ、I店長も、電話聴取書において、現地に居た顧客に問い合わせをし、Fが請求人を殴った事実がないことを確認した旨述べている。

(4) また、請求人は、Fに左胸を強く殴られて「胸部痛」が出現し、その後左肩と左腕の痺れも出現したため、E整形外科に受診した旨主張しているが、J医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「他覚的所見により診断」と述べているものの、X P上に明らかな骨傷はなく、上司に殴られた事実の詳細は不明である旨述べ、請求人も、骨に異常はなく、アザも無かったと思う旨述べていることに鑑みると、請求人が胸を強打されて本件傷病を負ったということについては疑義があるといわざるを得ない。

(5) 以上を総合すると、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、請求人がFから本件暴行を受けたとする明らかな事実を確認することはできず、また、胸を強打され本件傷病を負ったとする根拠も見いだせないことから、請求人の本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないものと判断する。

(6) なお、請求人らのその余の主張についても、子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。